

訪問看護重要事項説明書

1. 「ぽれぽれケアセンター青山訪問看護」が提供するサービスについての 相談・苦情受付窓口

電話番号 0742-20-0230

担当窓口 笹井 美津子

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 事業の目的

この事業は、社会福祉法人うねび会が開設する訪問看護事業所が行う指定（介護予防）訪問看護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所では看護が必要な状態にある高齢者に対し、ひとりひとりゆっくりと穏やかに生活していただけるよう適正な（介護予防）訪問看護を提供することを目的とします。

3. 運営方針

- (1) 「尽道楽生」～ゆっくり、楽しく、ご一緒に～の理念のもと「笑い」と「穏やかな生活」を常に求め、ひとりひとりの尊厳を大切にしてお世話をさせていただきます。
- (2) 家庭的な環境のもとで日常生活上のお世話及び生活リハビリテーションを行い、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。
- (3) 健康維持のため健康管理に努め、協力医療機関との連携を密にします。
- (4) 自然との触れ合いを大切にします。
- (5) 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. ぽれぽれケアセンター青山の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ぽれぽれケアセンター青山訪問看護
所在地	奈良市青山4丁目3-3
介護保険指定番号	2960199376
サービスを提供する地域	奈良市、木津川市 ※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。 ※上記地域以外は交通費をいただきます。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名		1名
訪問看護師	看護師	1名	2名	3名
事務職員（兼務）		1名		5名

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 午前9時～午後6時	通常時間帯以外	備考
365日	○	ご希望がございましたらご相談ください	

5. サービス内容

(1) 主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成したケアプランに基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた（介護予防）訪問看護計画を作成します。

(2) 具体的な訪問看護の内容

- ①病状の観察、健康管理（血圧・体温・脈拍・酸素飽和度などのチェック）
- ②身体の清拭、洗髪、入浴介助、口腔ケアなど
- ③整容、更衣の介助
- ④栄養管理、水分管理、食事の介助など
- ⑤排泄の援助や介助、オムツ交換など

- ⑥褥瘡予防の工夫や指導、褥瘡処置など
- ⑦カテーテル管理
- ⑧ガン末期や終末期などでも自宅で過ごせるような適切なターミナルケア
- ⑨在宅酸素などの医療機器の管理
- ⑩医師の指示による医療処置
- ⑪リハビリテーション
- ⑫認知症看護・介護の相談
- ⑬ご家族への介護指導・相談
- ⑭介護用品の管理・指導

6. ご利用料金表

ご利用者様の状態や疾病により、介護保険でのご利用料金、医療保険でのご利用料金が適応されます。

- ①お支払いいただく料金は負担割合に応じて、負担額が変動します。ただし介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。
- ②交通費
前記4の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の方は、通常の実施地域を超えた地点から100円/km（非課税）の交通費の実費が必要です。
- ③その他材料費
処置に必要な衛生材料・消耗品等は居宅でご準備いただいたものを使用いたします。
ご購入いただく場合は事前にご案内します。
- ④エンゼルケア：30,000円（自己負担）

(1) 介護保険

報酬の内容	単位		地域区分 別単価	利用料 (10割)	利用者負担額		
					1割	2割	3割
20分未満	314	回	10.42	¥ 3,271	¥328	¥655	¥982
30分未満	471	回	10.42	¥ 4,907	¥491	¥982	¥1,473
30分以上1時間未満	823	回	10.42	¥ 8,575	¥858	¥1,715	¥2,573
1時間30分未満	1128	回	10.42	¥ 11,753	¥1,176	¥2,351	¥3,526
30分増すごとに	300	回	10.42	¥ 3,126	¥313	¥626	¥938
PT/OT等訪問(20分以上)	294	回	10.42	¥ 3,063	¥307	¥613	¥919
予防 20分未満	303	回	10.42	¥ 3,157	¥316	¥632	¥948
予防 30分未満	451	回	10.42	¥ 4,699	¥470	¥940	¥1,410
予防 30分以上1時間未満	794	回	10.42	¥ 8,273	¥828	¥1,655	¥2,482
予防 PT/OT等訪問(20分以上)	284	回	10.42	¥ 2,959	¥296	¥592	¥888
緊急時(介護予防)訪問看護加算Ⅱ	574	月	10.42	¥ 5,981	¥599	¥1,197	¥1,795
初回加算1 退院日	350	月	10.42	¥ 3,647	¥365	¥730	¥1,095
初回加算2	300	月	10.42	¥ 3,126	¥313	¥626	¥938
特別管理加算Ⅰ	500	月	10.42	¥ 5,210	¥521	¥1,042	¥1,563
特別管理加算Ⅱ	250	月	10.42	¥ 2,605	¥261	¥521	¥782
退院時共同指導加算	600	回	10.42	¥ 6,252	¥626	¥1,251	¥1,876
複数名訪問加算Ⅰ(30分未満)	254	回	10.42	¥ 2,646	¥265	¥530	¥794
複数名訪問加算Ⅰ(30分以上)	402	回	10.42	¥ 4,188	¥419	¥838	¥1,257
看護・介護職員連携強化加算	250	月	10.42	¥ 2,605	¥261	¥521	¥782
専門管理加算	250	月	10.42	¥ 2,605	¥261	¥521	¥782
遠隔死亡診断補助加算	150	月	10.42	¥ 1,563	¥157	¥313	¥469
口腔連携強化加算(月1回のみ)	50	回	10.42	¥ 521	¥53	¥105	¥157
看護体制強化加算Ⅰ	550	月	10.42	¥ 5,731	¥574	¥1,147	¥1,720
看護体制強化加算Ⅱ	200	月	10.42	¥ 2,084	¥209	¥417	¥626
ターミナルケア加算	2500	月	10.42	¥ 26,050	¥2,605	¥5,210	¥7,815
夜間・早朝加算 18時~22時/6時~8時	25%増	回					
深夜訪問看護加算 22時~6時	50%増	回					
中山間地域加算	5%増	回					
介護職員等処遇改善加算	1.8%増	回					

※要介護・要支援ともに1週間に6回までの算定となります。

※1日に2回を超えて訪問する要介護の方 90/100、要支援の方 50/100の単位数となります。

※12か月を超える利用の方は、1回につき5単位減算となります。(要支援の方のみ)

※12か月を超える緊急時訪問加算を算定している場合は15単位減算となります。
(要支援の方のみ)

※介護職員等処遇改善加算(所定単位数の1.8%)の負担割合分を加算します。

(2) 医療保険

区分	報酬の内容	利用料 (10割)		利用者負担額		
				1割	2割	3割
①基本療養費I	週3日まで	¥5,550	/回	¥555	¥1,110	¥1,665
	週4日目以降	¥6,550	/回	¥655	¥1,310	¥1,965
	理学療法士等	¥5,550	/回	¥555	¥1,110	¥1,665
②基本療養費Ⅱ	週3日まで	¥5,550	/回	¥555	¥1,110	¥1,665
同一建物居住者	週4日目以降	¥6,550	/回	¥655	¥1,310	¥1,965
同一日に2人	理学療法士等	¥5,550	/回	¥555	¥1,110	¥1,665
基本療養費Ⅱ	週3日まで	¥2,780	/回	¥278	¥556	¥834
同一建物居住者	週4日目以降	¥3,280	/回	¥328	¥656	¥984
同一日に3～9人	理学療法士等	¥2,780	/回	¥278	¥556	¥834
③基本療養費Ⅲ	外泊時	¥8,500	/回	¥850	¥1,700	¥2,550
④難病等複数回 訪問加算	同一建物内1又は2人 (1日2回)	¥4,500	/回	¥450	¥900	¥1,350
	同一建物内3～9人 (1日2回)	¥4,000	/回	¥400	¥800	¥1,200
	同一建物内1又は2人 (1日3回以上)	¥8,000	/回	¥800	¥1,600	¥2,400
	同一建物内3～9人 (1日3回以上)	¥7,200	/回	¥720	¥1,440	¥2,160
⑤特別地域訪問看護加算		訪問看護基本療養費の 50/100				
⑥緊急訪問 看護加算	月14日目まで 月15日目以降	¥2,650 ¥2,000	/回 /回	¥265 ¥200	¥530 ¥400	¥795 ¥600
⑦長時間訪問 看護加算	特別管理加算対象者 (週1日)	¥5,200	/回	¥520	¥1,040	¥1,560
	特別訪問看護指示書による訪問 (週1日)					
	厚生労働大臣が定めるもの (週3日)					
⑧複数名訪問 看護加算	同一建物内1又は2人 (看護師)	¥4,500	/回	¥450	¥900	¥1,350
	同一建物内1又は2人 (その他職員)	¥3,000	/回	¥300	¥600	¥900
⑨夜間・早朝加算 18～22:00 / 6～8:00	同一建物内1又は2人	¥2,100	/回	¥210	¥420	¥630
⑩深夜加算 22:00～6:00	同一建物内1又は2人	¥4,200	/回	¥420	¥840	¥1,260

区分	報酬の内容	利用料（10割）		利用者負担額		
				1割	2割	3割
⑪訪問看護 管理療養費	月の初日	¥7,710	/回	¥771	¥1,542	¥2,313
	2日目以降	¥3,010	/回	¥301	¥602	¥903
⑫24時間対応体制加算		¥6,520	/月	¥652	¥1,304	¥1,956
⑬特別管理加算 I II	重症度の高い管理	¥5,000	/月	¥500	¥1,000	¥1,500
	特別な管理を要する場合	¥2,500	/月	¥250	¥500	¥750
⑭退院時共同指導加算	退院に向けての連携	¥8,000	/回	¥800	¥1,600	¥2,400
⑮特別管理指導加算	特別管理加算対象者 ⑭に上乗せ算定	¥2,000	/回	¥200	¥400	¥600
⑯退院時支援 指導加算	退院日に療養上の指導	¥6,000	/回	¥600	¥1,200	¥1,800
	長時間の場合	¥8,400	/回	¥840	¥1,680	¥2,520
⑰在宅患者連携指導加算		¥3,000	/月	¥300	¥600	¥900
⑱在宅患者緊急時等カンファレンス加算		¥2,000	/回	¥200	¥400	¥600
⑲看護・介護職員連携強化加算		¥2,500	/月	¥250	¥500	¥750
⑳専門管理加算		¥2,500	/月	¥250	¥500	¥750
㉑訪問看護医療DX情報活用加算		¥50	/月	¥5	¥10	¥15
㉒訪問看護医療情報連携加算		¥1,000	/月	¥100	¥200	¥300
㉓訪問看護情報提供療養費 1.2.3		¥1,500	/月	¥150	¥300	¥450
㉔訪問看護ターミナル療養費 1		¥25,000	/回	¥2,500	¥5,000	¥7,500
㉕訪問看護ターミナル療養費 2		¥10,000	/回	¥1,000	¥2,000	¥3,000
㉖遠隔死亡診断補助加算		¥1,500	/回	¥150	¥300	¥450
㉗訪問看護遠隔診療補助料		¥2,650	/回	¥265	¥530	¥795
㉘訪問看護 ベースアップ評価料 I	令和8年6月～ 令和9年5月	¥1,050	/月	¥105	¥210	¥315
	令和9年6月～	¥2,100	/月	¥210	¥420	¥630
㉙訪問看護物価 対応料1	月の初日	¥60	/回	¥6	¥12	¥18
	2日目以降	¥20	/回	¥2	¥4	¥6
	令和9年6月～	所定額の100/200に相当する額を算定				

(3) (介護予防) 訪問看護の利用の中止

急な利用の中止の場合は、下記の料金をいただきます。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

(連絡先 0742-20-0230 笹井美津子 迄)

ご利用日の前日午後5時迄にご連絡いただいた場合	無 料
ご利用日の前日午後5時以降にご連絡いただいた場合	2,000 円 (非課税)

(4) その他

①ご利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はご利用者のご負担になります。

②料金のお支払方法

毎月、10日前後に前月分のご請求をさせていただきます。

- 南都銀行またはゆうちょ銀行の自動引き落としとさせていただきます。
どちらの支店でも結構です。

所定の用紙を別途お渡しします、毎月18日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に自動引落させていただきます。

7. 当社の訪問看護サービスの特徴等

高齢者を敬い、ご家族の心身の介護・看護のご負担をお察ししながら、信頼関係を大切にして、介護保険法・医療保険法に基づきニーズにお答えしてまいります。

豊富な人材の中からご期待に添えるサービス従事者を派遣するよう努力します。

事前に責任者のご自宅へ伺い、ご利用者のご様子やご家族のご要望をお聞きします。

(1) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
訪問看護職員の変更の可否	○	変更を希望される方はお申し出ください。
従業員への研修の実施	○	毎月1回 キャリアアップ研修会の実施

8. 緊急時・事故発生時の対応方法について

緊急時には、下記にご連絡ください。応急処置や医療機関への連絡等の必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族に連絡を行います。

緊急時の連絡先 0742-20-0230

365日24時間連絡の取れる体制で対応します。

サービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置や医療機関への連絡等の必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族に連絡を行います。また、必要に応じて市町村に報告します。

9. 秘密保持

- (1) 事業者および従業員は、正当な理由がない限り、ご利用者に対する看護サービスの提供に際して知り得たご利用者、ご利用者の家族及び身元引受人の秘密を漏らしません。
- (2) 事業者は、従業員が退職後、就業中に業務上知り得たご利用者、ご利用者の家族及び身元引受人の秘密を正当な理由なく漏らしません。

10. 記録の保存

事業者は、居宅サービス計画、その実施状況に関する書類等をサービスを提供した日から5年間保存します。

11. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

12. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

13. サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	有り
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	BSI グループジャパン (株)
【評価結果の開示状況】	無し

14. サービス内容に関する苦情

社会福祉法人うねび会 苦情・相談受付窓口

電話 0120-508-085

奈良県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談苦情窓口

電話 0120-21-6899

奈良市介護福祉課

電話 0742-34-5422

奈良県運営適正化委員会

電話 0744-29-1212

15. うねび会の概要

名称・法人種別 社会福祉法人うねび会

代表者 理事長 酒井 宏和

所在地 橿原市北越智町322

事業内容

- 訪問介護
- 訪問看護
- 通所介護
- 居宅介護支援
- 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特別養護老人ホーム
- 短期入所生活介護
- 小規模保育事業
- 養成講座
- 日常生活支援総合事業 第一号訪問事業
- 日常生活支援総合事業 第一号通所事業

- 橿原市地域包括支援センター
- 住宅型有料老人ホーム

年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 住所 檀原市北越智町322

事業者名 社会福祉法人うねび会 印

説明者 事業所名 ぽれぽれケアセンター青山

説明者氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

署名代行者
身元引受人
家族代表

住所

氏名 印

続柄()